

参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会会議録第三号

平成十二年五月九日(火曜日)

午後零時十四分開会

委員の異動

三月二十二日

辞任

吉川 芳男君

補欠選任

片山虎之助君

三月二十三日

辞任

羽田雄一郎君

補欠選任

江田 五月君

笠井 亮君

吉川 春子君

四月五日

辞任

星野 明市君

補欠選任

渡辺 秀央君

四月十二日

辞任

松岡満壽男君

補欠選任

入澤 肇君

渡辺 秀央君

木俣 佳文君

五月八日

辞任

荒木 清寛君

補欠選任

山下 栄一君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

陣内 孝雄君

大島 慶久君

谷川 秀善君

三浦 一水君

吉村剛太郎君

佐藤 泰介君

藤井 俊男君

森本 晃司君

富樫 練三君

日下部徳代子君

委員

阿南 一成君

入澤 肇君

岩瀬 良三君

岩永 浩美君

海老原義彦君

大野つや子君

亀井 郁夫君

亀谷 博昭君

久野 恒一君

佐藤 昭郎君

田浦 直君

中島 啓雄君

畑 恵君

脇 雅史君

伊藤 基隆君

石田 美栄君

今井 澄君

江田 五月君

小川 勝也君

谷林 正昭君

魚住裕一郎君

海野 義孝君

林 紀子君

吉岡 吉典君

吉川 春子君

谷本 嶺君

戸田 邦司君

石井 一二君

國務大臣
(國務大臣)

政務次官
(総務次官)

総務政務次官

持永 和見君

事務局側

常任委員会専門員

入内島 修君

本日の会議に付した案件

○地方分権推進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(陣内孝雄君) ただいまから行財政改革・税制等に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る四月五日までに、吉川芳男君、羽田雄一郎君、笠井亮君及び星野明市君が委員を辞任され、その補欠として片山虎之助君、江田五月君、吉川春子君及び渡辺秀央君が選任されました。

また、昨八日までに、松岡満壽男君、渡辺秀央君及び荒木清寛君が委員を辞任され、その補欠として入澤肇君、木俣佳文君及び山下栄一君が選任されました。

○委員長(陣内孝雄君) 地方分権推進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。統

○委員長(陣内孝雄君) ただいま議題となりました地方分権推進法の一部を改正する法律案につき

まして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方分権推進法は、五年間の時限法であり、本年七月二日にその期限が到来いたしますが、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が本年四月に施行される一方で、わずか三ヵ月後の七月に地方分権推進法が失効することになると、地方分権推進委員会の監視活動が十分でないこと、また、引き続き検討を要する課題もあることから、地方分権推進法の有効期間を一年

延長するものであります。

その他、中央省庁等改革に伴う所要の改正を行うこととしたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(陣内孝雄君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十七分散会

五月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、地方分権推進法の一部を改正する法律案

地方分権推進法の一部を改正する法律案

地方分権推進法(平成七年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「五年」を「六年」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「平成十四年六月十九日

までの間、沖縄県における駐留軍用地の返還に

伴う特別措置に関する法律(平成七年法律第百

二号)の規定による駐留軍用地の返還に関する

事務(他省の所掌に属するものを除く)を「次の

表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表

の下欄に掲げる事務」に改め、同項に次の表を

加える。

期 限	事 務
平成十三年七月二日	一 地方分権推進計画（平成七年法律第九十六号）第八條第一項に規定するものをいう。次号において同じ。）の作成に関すること。 二 地方分権推進計画に基づく施策の実施に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
平成十四年八月十九日	沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平成七年法律第二号）の規定による駐留軍用地の返還に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）

附則第三条の表平成十四年六月十九日までの間の項中「附則第二條第二項に規定するを」附則第二條第二項の表平成十四年六月十九日の項の下欄に掲げる」に改める。

附則第四条の見出しを「審議会等の設置の特例」に改め、同条に次の一項を加える。

2 平成十三年七月二日までの間、地方分権推進法の定めるところにより内閣府に置かれる地方分権推進委員会は、本府に置く。

附則第五條第二号中「附則第二條第二項に規定するを」附則第二條第二項の表平成十四年六月十九日の項の下欄に掲げる」に改める。

（中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第三條 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第二十六條の次に次の一條を加える。

（地方分権推進法の一部改正）

第二十六條の二 地方分権推進法（平成七年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第九條中「総理府」を「内閣府」に改める。

第十一條の見出しを「（国会への報告）」に改め、同條第一項を削り、同條第二項を同條とする。

附則第十二條の次に次の一條を加える。

（地方分権推進法の一部改正に伴う経過措置）

第十二條の二 この法律の施行の際現に従前の

総理府の地方分権推進委員会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十六條の二の規定による改正後の地方分権推進法（次項において「新地方分権推進法」という。）第十三條第一項の規定により、内閣府の地方分権推進委員会の委員として任命されたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に従前の総理府の地方分権推進委員会の委員長である者は、この法律の施行の日に、新地方分権推進法第十四條第一項の規定により、内閣府の地方分権推進委員会の委員長として定められたものとみなす。

（中央省庁等改革関係法施行法の一部改正）

第四條 中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第千三百七條第一項中「衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）第六條第七項」の下に、地方分権推進法（平成七年法律第九十六号）第十三條第六項を加える。

第千三百八條中「衆議院議員選挙区画定審議会設置法第六條第六項」の下に、地方分権推進法第十三條第五項を加える。

第百四十八回国会行政改革・税制等に関する特別委員会会議録第五号中止誤

ページ 段 行 誤 正

二 三 から 被曝 被ばく